

令和5年度第1回岡山県障害者施策推進審議会・岡山県自立支援協議会に係る
委員意見及び回答

1. 資料1「第5期岡山県障害者計画の策定方針について」に関すること

【意見】 3計画を一体のものとしてまとめ、施策期間を岡山県の基本計画と整合性を
持たすことは計画推進の観点からも意義があります。

私たち障害者を取り巻く社会情勢は大きく動いており、また、私たち障害者
自身の状況も高齢化・孤立化など変化しており、県民の障害者に対する見方、
接し方も変わってきており、地方自治の中核である県庁が具体的に直接、県民
意識の調査を行った上で障害者計画を策定することは適切かつ肝要なことであ
り、それに基づいて市町村が障害者施策を策定する上で、障害者基本法の趣旨
を踏まえたものになる。

【回答】 貴重なご意見ありがとうございます。

【意見】 策定期間・計画の期間の変更・統合は、その他の計画と同じ時期となりわか
りやすくよい。

【回答】 ご意見ありがとうございます。

【意見】 計画の表題には、「第5期岡山県障害者計画」のみで第7期岡山県障害福祉計
画・第3期岡山県障害児福祉計画は入らないのでしょうか？

【回答】 計画の表題は「第5期岡山県障害者計画」となります。「第7期岡山県障害福
祉計画・第3期岡山県障害児福祉計画」は、副題としての表紙記載を検討いたし
ます。

【意見】 岡山県障害者計画、岡山県障害福祉計画・岡山県障害児福祉計画は、それぞ
れに根拠法が異なりますが、それを統合し一体のものとして策定することに法
的に問題はないのでしょうか。また、期間の前倒しも問題ないのでしょうか。

【回答】 「岡山県障害福祉計画・岡山県障害児福祉計画」を岡山県障害者計画と一体の
ものとして策定することについては、「第7期障害福祉計画及び第3期障害児福
祉計画の作成に係るQ&Aについて（令和5年5月19日付け厚生労働省社会・
援護局障害保健福祉部企画課、こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡）」に
おいて認められており、問題はございません。

また、岡山県障害者計画の策定の前倒しについては、「障害者基本法第11条
第2項及び第3項に基づく都道府県障害者計画及び市町村障害者計画の策定につ
いて（令和4年3月31日付け内閣府政策統括官付参事官付事務連絡）」におい
て、「計画の期間、変更時期及び計画に規定すべき具体的な内容は定められておら
ず、各地方公共団体が地域の実情に応じて定めることが可能」とされているため、問題
ございません。

【意見】 障害者基本法に基づく障害者計画は県の判断で策定期間を変更することは法的に問題ないのでしょうか。

また法的根拠が違う計画を同一時期に立案することも可能なのか疑問です。県の判断で問題ない場合は、賛成いたします。

【回答】 「岡山県障害福祉計画・岡山県障害児福祉計画」を岡山県障害者計画と一体のものとして策定することについては、「第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の作成に係るQ&Aについて（令和5年5月19日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡）」において認められており、問題はございません。

また、岡山県障害者計画の策定の前倒しについては、「障害者基本法第11条第2項及び第3項に基づく都道府県障害者計画及び市町村障害者計画の策定について（令和4年3月31日付け内閣府政策統括官付参事官付事務連絡）」において、「計画の期間、変更時期及び計画に規定すべき具体的な内容は定められておらず、各地方公共団体が地域の実情に応じて定めることが可能」とされているため、問題ございません。

【意見】 策定（改定）の時期について、基本指針（国の指針）が3年ごとに策定され、その都度評価し計画を見直すとのことですが、障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画を統合し一体のものとしているのであれば障害者計画も含め全体として見直しが必要となるのでしょうか。

【回答】 第5期岡山県障害者計画では、第1部及び2部を岡山県障害者計画、第3部を岡山県障害福祉計画・岡山県障害児福祉計画とするため、原則、第3部のみ3年ごとに見直しを行うこととなります。

【意見】 市町村で策定される計画との整合性はどうなりますか。

【回答】 市町村が市町村障害者計画を策定する際は、障害者基本法の規定により、国の障害者基本計画及び県の障害者計画を基本として、当該市町村における障害者の状況等を踏まえて策定することとなるため、整合性が図られるものと考えます。

また、県が障害福祉計画・障害児福祉計画を策定する際は、市町村と調整を図りながら策定するため、整合性が図られるものと考えます。

2. 資料2「第5期岡山県障害者計画の策定方針・骨子（案）について」に関すること

【意見】 資料2の4ページ「施策の体系」について、優先順位に基づく並び替えをご検討ください。

優先順位とは、「9つの施策項目」について、岡山県として今回どの施策を最重視するのかということです。もちろん、施策はみな平等に行うものですが、県としての意気込みを県民の皆様に伝える上で必要かと存じます。

【回答】 ご意見を踏まえ、並び替えを検討いたします。

【意見】 私たち難病患者の立場では、昨年来より多くの相談内容は、第5章の雇用・就業・経済的自立の支援並びに第3部第1章の第4節にかかわるものでした。

先ず雇用に関しては障害者手帳がないため、身体・知的・精神障害者より困難で、そのため難病を告知せず就労できても就業中の様々な症状を隠し切れず直属の社員などから心無い言葉（ハラスメント）受けることがよくあります。

また通院に関しても平日の休暇が取りにくいなどもあり就労に困難が出てきます。ほとんどの難病患者は定期的な診察、継続的な投薬・服薬が必要です。難病の種類によっては痛み、排便回数（潰瘍性大腸炎）、筋力低下など様々な症状がありますがほんの少しの配慮を頂ければ十分に能力を発揮できます。その実態を把握して頂き行政機関から企業への説明会などを通じて理解してもらう機会を作っていただきたいと思えます。

【回答】 ご意見を踏まえ、難病を抱える方の就労に関する企業の理解を促進する取組を進めてまいります。

【意見】 現在の高等学校等について、通信教育機関の利用者が多くあります。その中に困難を持つ方が含まれている可能性があり、その方々に対する対応が必要になってくると思えます。卒業後の進路対応を保護者や教育機関と福祉行政や支援機関の連携が必要になってくると思われれます。

他県においては、触法障害者に対する支援機関が充実しています。岡山県においても触法障害者の取組の広報（報告）が必要かと思えます。

難病者が働くことについて、まだまだ支援が届いていないように感じています。就労分野での手厚い難病支援を制度に入れていただくと良いかと思えます。

【回答】 ご意見を踏まえ、関係機関が連携した障害がある生徒の卒業後の就職や進路先の保障等の支援に関する取組、難病を抱える方の就労に関する取組を進めてまいります。

なお、障害者計画にはございませんが、県に設置している地域生活定着支援センターにおいて、触法高齢者・障害者への支援を行うとともに、センターの周知に努めてまいります。

【意見】 6. 施策の展開（4）文化芸術活動・スポーツ・国際交流の推進の項では、社会参加・楽しむに加えて「健康保持増進の視点から、より多くの障害者のスポーツ参加を目指す」という表現を加えるのはいかがでしょうか。

【回答】 ご意見を踏まえ、「心身の健康の保持増進の視点から、より多くの障害のある人がスポーツに親しむことを目指すとともに、地域における障害者スポーツがより一層普及し、地域から競技性の高いアスリートが生まれる社会の実現を目指します。」に修正いたします。

【意見】 難聴児の早期発見・早期療育推進について、多様な機関で相談できる体制をつくってもらいたい。

【回答】 国の「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」に基づいて、第5期岡山県障害者計画に「難聴児の早期発見・早期療育推進計画」の項目を盛り込み、関係機関が連携して支援を行う体制づくりを進めてまいります。

【意見】 精神障害のある人が地域定着を図るために、「家族が果たす役割」がとても大きく、ましてや高齢の両親が在宅で精神障害がある中高年の息子、娘の金銭的な負担から看護・介護、生活介助は重荷となっているケースも少なくない。そのため、「当事者家族（きょうだいを含）の相談を受け付ける窓口」の設置やそのような事業を行う民間団体への支援。

誰にも相談ができないまま家族内で問題を抱え込み、社会から孤立し、問題が大きくなりすぎた場合に悲惨な事件事故が発生するケースもある。そのため、家族制度に基づいた障害がある家族の責任軽減に向けた保険制度。

また、この事情は精神障害がある人の家族に限られたことではなく、身体・知的障害がある人の家族も含めて当事者のために家族が責務を負う覚悟を持ち生活をしているため、家族の背負っている負担を減らす政策を考えて欲しい。

【回答】 ご意見を踏まえ、精神障害のある人及びその家族の支援の取組を進めてまいります。

障害のある人の家族の負担を減らす政策については、どのような取組が必要か今後研究してまいります。

3. 第4期岡山県障害者計画、第6期岡山県障害福祉計画・第2期岡山県障害児福祉計画に関すること

【意見】 岡山県精神障害者家族会連合会では、長期入院から地域へ退院してくるにあたり、宿泊型自立訓練事業を長年行ってきた。宿泊型自立訓練施設は岡山県内の設置数が少なく、地域で暮らし続けながら、長期入院生活から自立した生活を穏やかに移行できる施設が限られている。

そのため、グループホームで生活訓練の練習をしようとするものが多く、本来グループホームで暮らせる生活力があるものが入所できず、またグループホームで安定した生活を送っているものとが混在をして、グループホームで暮らす入居者の生活力の幅が非常に大きいため、生活支援の介入度に合わせた段階的な暮らし方を提案できる細分化したグループホーム等施設を考えてほしい。

【回答】 貴重なご意見ありがとうございます。グループホームの整備の促進を図ってまいります。生活力に応じたグループホーム等については、今後の研究課題とさせていただきます。

【意見】 グループホーム等施設設置について、近隣住人より、精神障害者への理由なき偏見「大きな声が出る」「ゴミの片付けができない」「家賃滞納」などの問題行動について拒否感を生んでいることは理解している。しかし適切な支援介入がなされれば、地域で本人らしく安定して暮らしていくことは十分可能である。グループホーム等施設（「住まい」）を増やすために、地域へ向けた適切な理解促進と住まいの環境づくりを一緒に考えてほしい。

【回答】 貴重なご意見ありがとうございます。精神障害のある人の地域での生活を支援するため、医療機関・保健所・市町村等の関係機関が連携した体制づくりと住まいの確保に取り組むとともに、県民への精神障害への理解を促進します。